

令和4年4月1日一部変更  
令和4年1月26日一部変更  
令和3年5月19日一部変更  
令和2年10月12日

学生の皆さんへ

常葉大学/同短期大学部

## 新型コロナウイルス感染が判明した場合等の対応について

(令和4年4月1日より適用)

### 感染者となった場合

新型コロナウイルス感染者と確認された場合は、出席停止とします。出席停止の解除については、保健所や医療機関等の指示に従ってください。指示がもらえなかった場合は、学生課へご相談ください。出席停止期間の授業の評価等については、不利益とならないように配慮します。なお、出席停止の場合は、欠席扱いにはなりません。(公欠届は待機期間後必ず教務課へ提出してください)

### 濃厚接触者となった場合

濃厚接触者と認められた場合は、感染者と最後に接触した日を0日として7日間を出席停止とします(学校保健安全法第19条による)。その期間中に発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。また、8日目以降に発症する可能性もあるため、10日間を経過するまでは体温を測るなどの健康観察を必ず行ってください。

P C R検査等を受けた場合は、その結果を大学へ報告してください。検査結果が陰性でもあっても、7日間の自宅待機をお願いします。なお、出席停止の場合は、欠席扱いにはなりません。(公欠届は待機期間後必ず教務課へ提出してください)

### 同居家族が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者と判断した保健所や医療機関の指示に従ってください。特に登校自粛などの指示がなければ、登校前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で、授業への出席は可能です。[健康管理表](#)(大学のHPからダウンロード)によって、毎日の健康観察を必ず行ってください。登校に不安がある場合は、学生課または教務課にご相談ください。また、同居家族との接触には、十分配慮してください。

### 同居家族に感染を疑わせる症状が出た場合

健康管理表（大学のHPからダウンロード）によって、毎日の健康観察を必ず行ってください。体調に異常がなければ、登校前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で、授業への出席は可能です。登校に不安がある場合は、学生課または教務課にご相談ください。また、同居家族との接触には、十分配慮してください。

### 発熱等の風邪の症状による体調不良の場合

発熱等の風邪の症状による体調不良の場合は、体調が整うまで自宅で休養してください。毎日の健康観察を必ず行い、息苦しさや強いだるさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。すべての症状が消失して、3日（消失日を0日とします）を過ぎて体調が整えば、登校前の検温やマスク着用等の感染防止対策を十分に行った上で授業への出席は可能です。（欠席した場合には、体調不良等による欠席届を必ず提出し、担当教員から代替措置を受けてください）

### 通学上の不安や健康上の不安等から授業を欠席したい場合

通学上の不安や健康上の不安あるいは濃厚接触者とは認められていないが感染者との接触があった場合等で欠席し、体調不良等による欠席届を提出した場合は、代替措置を受けた場合は、出席として扱います。健康管理表（大学のHPからダウンロード）によって、毎日の健康観察を必ず行い、発熱や息苦しさ等の症状が出た場合は、保健所に相談してください。PCR検査等を受けた場合は、その結果を大学へ報告してください。欠席した授業については、遠隔授業の実施、課題の提示及び補講の実施等により、学生の皆さんに不利益とならないよう配慮します。（体調不良等による欠席届を必ず提出し、担当教員から代替措置を受けください）

【本件担当】  
各キャンパス学生課